

令和3年度 第4回吉川区地域協議会次第

日時：令和3年6月17日（木）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会長報告
- (2) 委員報告
- (3) 事務局報告

4 協議事項

- (1) 自主的審議事項について（公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について）

- (2) 分科会の検討報告等について

- (3) その他

5 総合事務所からの諸連絡について

6 そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整

月 日（ ） 時 分から

吉川コミュニティプラザ

7 閉 会

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり追加募集します。奮ってご応募ください。

まずはお気軽にご相談ください!!



■募集期間

**令和3年6月28日（月）から
7月16日（金）まで（必着）**

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・ 事業を行うために必要な経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適切でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、吉川区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 吉川区の募集にかかる補助率や補助金額の上限・下限などの条件については、吉川区総合事務所にお問い合わせください。

《吉川区の予算（追加募集額）38万9千円》

《ポイント！》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）とあわせ、吉川区総合事務所に持参してください。
- ・ 応募に必要な書類の作成について支援しますので、まずは総合事務所に気軽にご相談ください。

《ポイント！》

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会が審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）などの方法で行う予定です。
- ・ 審査は次の視点を踏まえて行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。

吉川区の地域活動支援事業における採択方針は次のとおりとします。

令和3年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら主体的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

1 採択する事業の分野等

(1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであって、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

(2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。

(3) 同一団体による同様の事業は、10年間に3回を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。

(4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。

2 補助額の上限

補助額の上限は70万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 補助率

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

4 採択審査

(1) 提案の詳細を把握するため、審査前に提案者によるプレゼンテーションを行う。

(2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。

(3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。

(4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。

(5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額（以下「配分額」という。）までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。

5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものではない。

6 追加募集の実施

採択した事業の提案額の総額が配分額に満たない場合は、必要により追加募集を行う。

(2) 基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ポイント！》

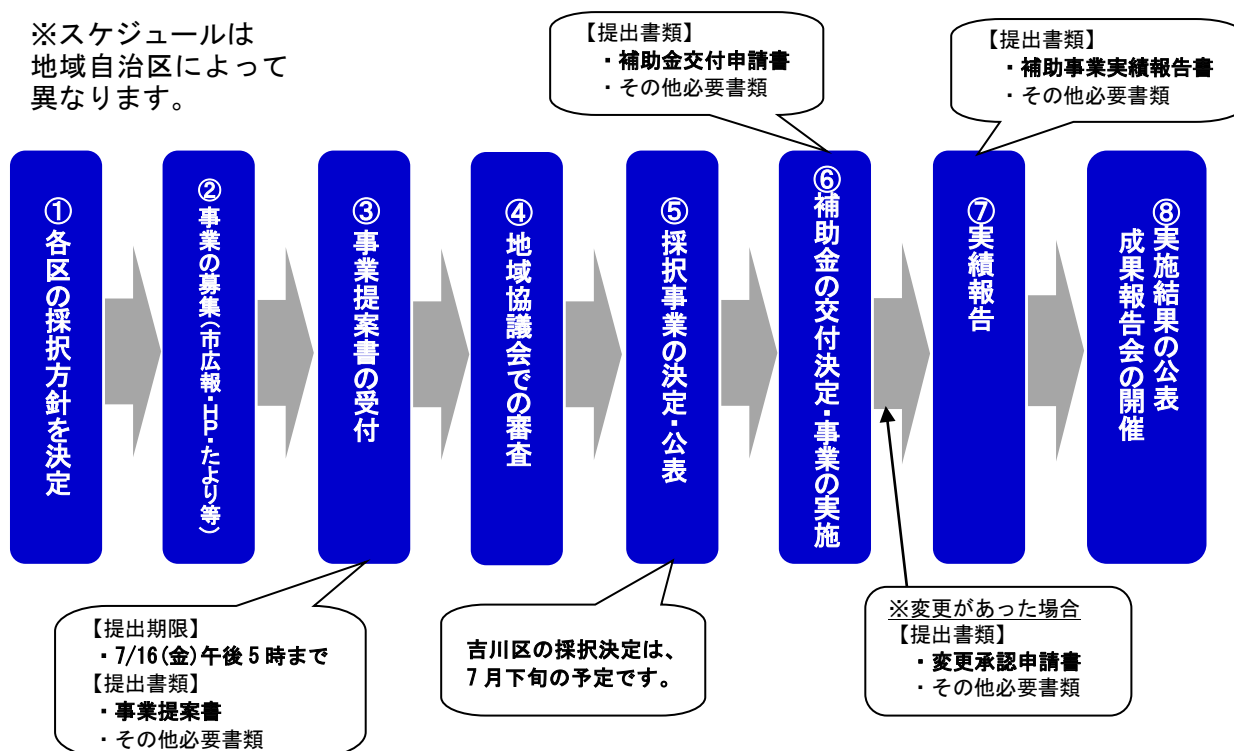
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。吉川区における審査に当たっての基本的な考え方は、吉川区総合事務所にご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成等での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

※スケジュールは
地域自治区によって
異なります。



**吉川区へのご応募をお考えの方は、まずはお気軽に
吉川区総合事務所にご相談ください！！**



吉川区への応募に関する問い合わせ

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ
〒949-3494 上越市吉川区下町 1126 番地
電話：025-548-2311 FAX：025-548-3011

事業全体に関する問い合わせ

自治・市民環境部 自治・地域振興課（電話 025-526-5111 内線 1429、1584）

吉川区

地域協議会だより

(第 42 号) 令和 3 年 7 月 発行
発行 吉川区地域協議会
編集 たより編集委員会
事務局 吉川区総合事務所
総務・地域振興グループ
TEL 025-548-2311

吉川区に係る上越市地域活動支援事業（令和 3 年度 当初募集分） 提案事業の審査終了 全 9 事業を採択

今年度は吉川区で行う地域活動支援事業として、4 月 1 日から 4 月 21 日まで私たちの地域をもっと良くする「まちづくり活動」の提案を募集したところ 9 事業、補助希望額 521 万 1 千円の提案がありました。これは、吉川区への配分額 560 万円に対して、38 万 9 千円下回る内容でした。

これを受けて、吉川区地域協議会では 5 月 20 日に提案者によるプレゼンテーションを実施、審査、採点を行いました。

吉川区にとって有益な事業であるか否かをポイントに、5 月 27 日に審査、採択を行った結果、提案された 9 事業全てを採択と決定しました。今後、配分残額（38 万 9 千円）に対して追加募集を行います。内容は次ページ以降をご覧ください。



【吉川区に係る上越市地域活動支援事業】 — 採択するものとした事業 —

○天岩戸・尾神伝説の保存伝承事業

- ・提案者：水源地域振興対策協議会
- ・事業費：675,800円（補助金額：675,000円）
- ・事業の概要：尾神番所の石碑がある天岩戸周辺の環境整備を行い、地元住民をはじめ多くの市民や観光客が訪れる場所になるよう記念講演会を行うとともに、パンフレット等を作成する。

○よしかわ道の駅活性化事業

- ・提案者：吉川観光協会
- ・事業費：709,280円（補助金額：700,000円）
- ・事業の概要：よしかわ道の駅において新型コロナウイルスの感染対策を図る中で、県内歌手による「シンプルな音楽ライブ」を開催し地域振興を図る。

○季刊「吉川タイムズ」発行事業

- ・提案者：吉川タイムズ
- ・事業費：228,000円（補助金額：220,000円）
- ・事業の概要：新聞は年4回、各号1,500部発行する。市民記者は吉川タイムズが公募、指導等を行ったうえで取材・執筆をしてもらう。吉川タイムズ online にて、記事や動画をオンラインで発信し吉川区をPRする。

○「地域のお宝自慢」探検隊事業 地域のお宝マップづくり

- ・提案者：吉川区青少年育成会議
- ・事業費：596,775円（補助金額：546,000円）
- ・事業の概要：地域の伝統行事・料理、文化財、特産品、景観等のさまざまな地域の魅力について、子供たちが地域の人からの聴き取り等により調査し冊子やマップにまとめ発表会を行う。

○長峰城址保存活用事業

- ・提案者：越後長峰城址保存会
- ・事業費：707,515円（補助金額：700,000円）
- ・事業の概要：長峰城址の整備、見学会を引き続き開催するとともに、「御城印」を作成することで地域のお宝（長峰城址）をPR、保存していく。

○吉川区昭和と平成の記憶記録事業

- ・提案者：里山文化研究会
- ・事業費：320,000円（補助金額：275,000円）
- ・事業の概要：吉川区内の高齢者のオーラルヒストリーを記録（DVD化）することで、吉川区という地域から見た昭和の時代の社会変化を描く。地域の歴史証言を記録し、地域の将来文化の礎を築く事業に取り組む。

○尾神観光資源PR事業

- ・提案者：尾神岳スカイスポーツエリア運営委員会
- ・事業費：716,752円（補助金額：700,000円）
- ・事業の概要：尾神エリアで開催されるパラグライダー大会に併せて、好評で定着しつつある尾神そば早食いイベントを開催する。また、パラグライダー大会やそばイベントに加え、尾神観光エリアの景観などをDVD化してPRに活用していく。

○尾神岳山頂遊歩道・絵馬堂等整備事業

- ・提案者：尾神岳ファンクラブ
- ・事業費：695,200円（補助金額：695,000円）
- ・事業の概要：尾神岳の山頂までの遊歩道を安全なトレッキングコースとして再整備するとともに、山頂周辺の案内図を作成したり「尾神山頂をゆっくり歩こう会」を企画、開催する。

○吉川酒文化の発信事業

- ・提案者：吉川観光協会
- ・事業費：700,620円（補助金額：700,000円）
- ・事業の概要：新潟県出身の歌手、「ひなた」、「ラフベリー」と協力してオリジナル限定酒の醸造を行うとともに「越後杜氏」を大勢排出した吉川区の酒文化を全国にPRしていく。

（※受付順に掲載）

諮問事項（福寿荘の廃止について）に対し、下記のとおり意見を付けて答申しました。

福寿荘の廃止について、令和2年12月21日付けで下記のとおり諮問があり、地域協議会として意見を付けて答申しました。

○諮問理由

利用実態として、利用者が限定的であり、その利用者も徐々に減少してきていることから、福寿荘を公の施設として廃止することに関し、吉川区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの。

なお、建物および設備は、当該施設の管理受託者である社会福祉法人上越市社会福祉協議会に無償譲渡し、障害福祉サービス施設等として利用していく方針である。

吉川区地域協議会が提出した答申文

令和3年1月21日

上越市長 村山 秀幸 様

吉川区地域協議会
会長 山岸 晃一**福寿荘の廃止について（答申）**

上越市令和2年12月21日付け、上高第42778号で諮問のあった諮問第77号：福寿荘の廃止について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

福寿荘の廃止について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

なお、廃止後の福寿荘の取扱いについて、「譲渡後も高齢者の趣味活動を継続する」としているが、高齢者の新たな趣味活動の場としても供していただきたい。

※上記施設は、障害者生活介護施設「ふれんどり～ライフよしかわ」が、4月7日に開所され、定員は20人で現在12名の方が通所されています。

勝穂地区意見交換会を開催しました

令和3年3月11日、吉川地区公民館勝穂分館廃止に関し、勝穂地区の皆さんと意見交換をさせていただきました。

町内会長はじめ地域の代表の方々10名程にお集まりいただいた中、総合事務所および社会教育課より公民館分館や生涯学習センターの現状説明、及び公の施設の適正配置計画が2月末までに策定を終えたことが報告されました。

勝穂分館では、昨年10月に現状と課題を地域代表者へ説明し、理解を得られたとの報告がありました。しかしながら、意見交換の中では、施設の利用状況や老朽化の話が中心で、廃止後の施設の取扱いの詳細や今後の公民館活動はどう進めていくのか等、地域の皆さんに密接した活動に係わる内容は十分に説明されておらず、参加者自身も分館廃止については、まだ案の段階との認識で今後議論を重ねていくべき課題と理解していた、との言葉が聞かれました。そのような中、分館廃止は3月議会にて承認に至っています。

市として、この分館廃止だけに留まらず、住民に係わる課題については地域全体へ丁寧な説明を行い、充分なる理解と納得を得たうえで進めていただきたい。



地域協議会各分科会の活動**○若者移住・定住分科会**

4名の委員で活動を始め6ヶ月になりました。これまでに、中学生とどうしたら吉川区に住み続けたいか、戻って来たいかなどの意見交換会を行いました。移住して来られた方とは吉川区の良いところ、今後の課題などお話を聞かせていただきました。引き続き活動を続け、今後の吉川区の未来に向けて課題など探っていきたいと思います。吉川区に移住して来られた方がいらっしゃいましたら、ぜひお話をお聞かせいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○地域づくり分科会

地域づくり部会は地域における活動状況とその課題、今後の地域の方向性を部会で協議することとしています。公の施設の統廃合の関係もあり、地域活動は曲がり角に立たされていると感じています。今後、各地域の実情と課題の集約に取り組み、新しい方向性を見つけ出せたらと考えています。

○高齢者対策分科会

高齢者対策分科会は「交通弱者」をテーマに研修、検討しています。公共交通網は今後さらに縮小され、自助、共助、公助では、「共助」が今後の交通手段として重要な交通対策と考えられます。「高齢化により家族から運転免許証の返納を勧められた」など自力での交通手段がなくなったとき、あなたはどんな交通手段を選びますか。歳をとっても食べる・着る・遊ぶなどの楽しみは必要であり、無くなりません。各地には知恵を出し、共助による交通でシッカリ支えている地域がたくさんあります。

そんな共助交通網の実現に向けて研修、検討、協議を重ねてまいりますので皆様のお力添えをお願い致します。

地域活動支援事業を追加募集します！

令和3年度地域活動支援事業の当初募集を審査、採択した結果、1ページのとおりとなり、配分残額が38万9千円となりました。

については追加募集を行いますので、吉川区の課題解決に向けた提案がある場合は、総合事務所にご相談ください。詳しくは、別紙募集要項をご覧ください。

追加募集期間 6月28日（月）～7月16日（金）

【編集後記】

地域協議会だより42号をお届けいたします。国内では依然として新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、地域協議会もその影響下にあります。住民各位のご意見をお聞きする機会が限られ、また知っていただく機会も少なくなっています。こんな状況下ですが地域活動支援事業の審議、公の施設の廃止を含む見直しにおける地域への影響の調査等を進めています。地域の寄りどころとなっている公民館分館、旧小学校の体育館等の在り方が今後の大きな課題となります。地域協議会もこの課題をしっかり捉え活動していきます。今号でその活動の一端でも捉えていただければと思っています。

第42号たより編集委員 中村 正三、橋爪 正平、平山 浩子